



市役所脇を流れる豊田川が氾濫（10月16日）

台風26号

災害により被害を受けられた皆様へ

市税や保険料などの減免について

台風26号による浸水等の被害を受けられた皆様方には、心からお見舞い申し上げます。また、災害発生時からご協力をいただいております自治会、消防団、関係機関等の皆様には心から感謝申し上げます。現在、市では災害救助法の適用を受け、全力で復旧に努めておりますので、ご協力をお願いいたします。

先日、森田知事が茂原市の被害状況を視察された際に、一宮川上流の調節池の増設や、河川改修の速度アップについて直接申し入れるとともに、この度の災害に対する県と国からの助成を速やかに進めていただけるよう要望をいたしました。

なお、被災者の方々にに対し、次のような制度がありますので、お知らせいたします。

床上浸水の場合のみ適用されます 市へ申請が必要です

◆市（県）民税、国民健康保険税、介護保険料の減免

▼対象者

水害等により、所有する住宅または家財の損害価格が10分の3以上（床上浸水）で合計所得金額が1000万円以下の納税義務者（別表①参照）

◆固定資産税・都市計画税の減免

▼対象者

固定資産税および都市計画税の納税義務者で、土地・家屋および償却資産の価格の10分の2以上の損害を受けた方

▼土地の減免

崖崩れ、地滑り、土砂岩石の流入等により、土地の効用を妨げられた場合に対象となります。

▼家屋の減免（別表②参照）

▼償却資産の減免

家屋に準ずる取り扱いとします。なお、減免申請書を提出していただく必要があります。

◆減免対象市税等の対象年度・納期

市（県）民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料いずれも、平成25年度分で平成25年10月16日以降到来する納期限日のもの（普通徴収・特別徴収とも）。納税方法により、一度納付していただいた後で返す場合があります。

◆減免申請の受付

▼期間

11月1日（金）～12月2日（日）

※土日祝日を除く8時30分～17時15分まで

▼場所

市民税課、国保年金課、資産税課、高齢者支援課

※郵送でも受け付けています。減免申請用紙は市民税課にあります。どの課でもお預かり出来ます。

◆その他

災害に遭われ、税の減免対象とならなかった方でも、納期限までに納付できない事情のある方は、収税課までご相談ください。

◆後期高齢者医療保険料の減免について

千葉県後期高齢者医療広域連合の条例に基づき、減免制度がありますので、詳細は国保年金課までお問い合わせください。

◆水道料金等の減免について

（水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料）
料金・使用料の減免には申請が必要です。

お問い合わせは、
お問い合せは、
広域水道部業務課
市水道課（8階）
市農政課（6階）

☎(23)94802
☎(20)1549
☎(20)1526

- ◆各お問い合わせ先◆
- 市県民税
…市市民税課（2階）
☎(20)1577、☎(20)1609
 - 固定資産税・都市計画税
…市資産税課（2階）
☎(20)1579、☎(20)1609
 - 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
…市国保年金課（2階）
☎(20)1503、☎(20)1600
 - 介護保険料
…市高齢者支援課（2階）
☎(20)1572、☎(20)1610
 - 市税の納付相談
…市収税課（2階）
☎(20)1578、☎(20)1609

別表② 家屋の減免

	損害の程度	減免割合
1	全壊・流失・埋没により家屋の原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全部
2	主要構造部が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
3	屋根・内装・外壁・建具等に損傷を受け居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
4	下壁・畳等に損傷を受け居住または使用目的を損じ、修理または取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

別表① 市（県）民税、国民健康保険税、介護保険料の減免割合

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の割合が10分の3以上10分の5未満（※注1）	損害の割合が10分の5以上（※注1）
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

※注1
損害の割合とは、納税義務者が所有する住宅または家財につき、災害により受けた損害の金額がその住宅または家財の価格の何割になるかを示すもの。
損害の割合は、家屋への浸水が床上から1階天井以下の場合は10分の3以上10分の5未満、家屋への浸水が1階天井より上の場合は10分の5以上とみなすものとする。

11月1日から「り災証明書」「被災証明書」を発行します

家屋等に被害を受けた方へ、市の被害調査結果に基づき証明書を発行します。必要な方は申請してください。（本庁のみ）

持参するもの＝本人確認書類、印鑑、代理申請の場合は委任状、家財や車などの被害については写真等

- り災証明書
被害を受けた住宅が対象です。
- 被災証明書
被害を受けた住宅以外の建物、車などが対象です。

※市が被害調査に伺っていない方はお知らせください。調査に伺います。

お問い合わせは、市市民税課（2階）
☎(20)1577、☎(20)1609へ。